

## 平成24年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成24年12月26日  
1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室  
1. 開会の日時 平成24年12月26日 午後3時00分

1. 出席議員 14名

1番	天 笠 寛 君	2番	三 浦 章 君
3番	渡 辺 務 君	4番	石 井 志 郎 君
5番	池 田 文 男 君	6番	藤 井 修 君
7番	岩 崎 剛 久 君	8番	永 井 庄一郎 君
9番	加 藤 喜代美 君	10番	鴫 田 剛 君
11番	平 野 明 彦 君	12番	平 野 良 一 君
13番	平 野 和 夫 君	14番	武 次 治 幸 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	鈴 木 洋 邦 君	副管理者	佐久間 清 治 君
監査委員	福 原 敏 夫 君	会計管理者	松 崎 良 勝 君
事務局長	鈴 木 登 君	総務課長	中 後 秀 樹 君
管理課長	浜 名 明 君	建設課長	杉 田 良 也 君
総務課主幹	武 谷 寛 君	管理課主幹	緒 畑 勉 君
管理課処理場長	池 田 一 郎 君	建設課主幹	川 口 泰 明 君
総務課総務係長	前 田 雅 章 君		

1. 職務のため出席した者の職氏名

総務課主事	木 村 英 樹	総務課主事	鴨 田 貴 紀
-------	---------	-------	---------

---

○

開会及び開議

平成24年12月26日午後3時00分

- 議長（平野明彦君） 本日は、年末の大変お忙しいところをご出席いただきまして、ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は14名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

---

○

諸般の報告

- 議長（平野明彦君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成24年5月分から10月分までの現金出納検査及び平成24年度定例監査の結果報告がありました。下水道組合総務課に、その写しがございますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、本日、管理者から議案の送付があり、これを受理いたしましたので報告いたします。

なお、議案につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○

議事日程の決定

- 議長（平野明彦君） 本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により議長において定め、印刷配付してございます。この日程に従いまして会議を進めてまいりたいと存じますので、ご了承願います。

---

○

管理者あいさつ

- 議長（平野明彦君） 日程に入るに先立ち、管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

管理者鈴木洋邦君。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

- 管理者（鈴木洋邦君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成24年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には両市議会定例会が閉会して間もなくであり、また年末の何かとご多用のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

社会経済情勢が依然として厳しい中、先に実施された衆議院議員総選挙では、国民は新しい政権の誕生を選択いたしました。このような情勢の中、組合としては今後とも両市間の緊密な連携のもとに、下水道事業推進のため、鋭意努力してまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

本定例会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、専決処分の承認1件、条例の制定2件、平成24年度の補正予算、昨年度の決算の認定のほか、決算に係る報告1件でございます。

後ほど、提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。開会に当たってのあいさつといたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（平野明彦君） 以上で、管理者のあいさつを終わります。

○

日程第1 会期の決定

○議長（平野明彦君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（平野明彦君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、7番、岩崎剛久君、8番、永井庄一郎君を指名いたします。

○

（提案理由説明、補足説明、質疑、討論及び採決）

日程第3 議案第1号から議案第4号まで、認定第1号並びに報告  
第1号

○

（参考）

君 富 下 総 第 6 5 7 号

平成24年12月26日

君津富津広域下水道組合

議会議長 平 野 明 彦 様

君津富津広域下水道組合

管理者 鈴 木 洋 邦

議案の送付について

平成24年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する議案について、下記のとおり送付  
します。

記

議案第1号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての専  
決処分承認を求めることについて

議案第2号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

議案第3号 公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について

議案第4号 平成24年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成23年度君津富津広域下水道組合会計歳入歳出決算の認定について  
報告第1号 平成23年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率について

○

○議長（平野明彦君） 日程第3、議案第1号から議案第4号まで、認定第1号並びに報告第1号を一括議題といたします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに提案理由の説明を求めます。

管理者鈴木洋邦君。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

○管理者（鈴木洋邦君） 議案第1号から議案第4号まで、認定第1号及び報告第1号について一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての専決処分の承認を求めることについてでございますが、本議案は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である大網白里町が、平成25年1月1日から市制を施行し、大網白里市となることに伴い、組合規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について改正する必要があると認め、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、去る11月27日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるところでございます。

次に、議案第2号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてでございますが、本議案は、本組合の構成団体である君津市において職員の給与について期限を定め、減額する特例条例を制定したことに伴い、本組合においても同様の特例条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第3号 公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、下水道法の一部が改正されたことに伴い、本組合で設置、管理する公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等について条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第4号 平成24年度君津富津広域下水道組合会計補正予算第1号についてでございます。既定の歳入歳出予算から、歳入歳出それぞれ4,011万6,000円を減額し、補正後の予算額を39億2,153万7,000円にしようとするものでございます。

本補正予算は、君津富津終末処理場水処理施設（5・6池）築造事業、八重原雨水・汚水枝線築造事業及び神明雨水枝線築造事業に変更が生じたことなどに伴い、既定の予算を補正しようとするものでございます。

また、継続費を設定している君津富津終末処理場水処理施設（5・6池）築造事業につきましては、高度処理設備の導入に伴う設計精査の結果、工期を1年延伸する必要があるため、最終年度を26年度から27年度までに変更しようとするものでございます。

次に、認定第1号 平成23年度君津富津広域下水道組合会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本議案は、予算現額34億366万1,000円に対して、歳入総額38億2,762万3,016円、歳出総額31億9,627万9,835円をもちまして平成23年度決算となりましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、報告第1号 平成23年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率についてでございますが、本件は、平成23年度決算に基づく本組合の資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会に報告するものでございます。

以上、議案第1号から議案第4号まで、認定第1号及び報告第1号について、一括して提案理由の説明を申し上げましたが、議案第2号から議案第4号まで、認定第1号及び報告第1号につきましては、事務局長から補足説明をさせますので、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（平野明彦君） 続いて、補足説明を求めます。

事務局長、鈴木登君。

（事務局長鈴木登君登壇）

○事務局長（鈴木登君） 議案第2号から議案第4号、認定第1号及び報告第1号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第2号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げますので、議案つづりの4ページをご覧ください。

本組合の構成団体である君津市においては、財政の健全化を進めるため、職員給与について期間を定め、給与月額などから一定の額を減額する条例を12月議会定例会に提出し、可決されたところでございます。

本組合の給与関係規定は、君津市に準じておりますことから、これに合わせるための条例を制定しようとするものでございます。

条例案についてご説明申し上げますので、議案つづりの5ページをご覧ください。

まず、第1条では、一般職の職員の給与等に関する条例の特例について定めており、第1項において給料月額の減額について、期間を平成25年1月1日から平成27年3月31日までとし、本組合給与条例の行政職給料表の適用を受ける職員について、給料月額の支給に当たっては、職務の級に応じ、1級から3級の主事及び主任主事級の職員について3%、4級、5級の副主査、係長級の職員については4%、6級以上の管理職については5%と表に定められた割合を減額することとしております。

同条第2項では、第1号において地域手当、第2号において期末手当、次の6ページの第3号において勤勉手当と給料月額を算定基礎とするこれらの手当についても同様の減額を行うものとし、第4号において退職者の給与についても同様の減額を行うと規定しております。

第3項においては、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当を算出するもととなる勤務1時間当たりの給与額についても同様の減額をすることを規定し、第4項において、職務の級が7級及び8級で55歳を超える職員については1.5%減額しているところではありますが、さらに5%の減額を行うことを規定しております。

また、第2条の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例及び7ページの第3条の職員の育児休業等に関する条例の特例でございますが、それぞれ介護休暇、組合休暇、部分休業により減額される給与額の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額の算定に当たっても同様の減額措置を適用することとしております。

本条例の施行は、附則におきまして、平成25年1月1日からとしております。

続きまして、8ページをご覧ください。

次に、議案第3号 公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成24年4月1日に施行されたことにより、これまで国の法令で定められ、義務づけられておりました施設・公物の設置管理基準については、各地方公共団体が地域の実情に応じ、国が法令で定める基準を参酌して、条例で定めることとなりました。

これに伴い、本組合に関係する下水道法においても、条例への委任規定が設けられましたことから、本組合が設置する公共下水道及び都市下水路の構造並びに終末処理場及び都市下水路の維持管理の技術上の基準について、新たに条例を制定し、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、本条例の制定に当たりまして、現行政令の定める基準については、おおむね公共下水道、都市下水路及び終末処理場などを設置・管理する上で必要かつ基本的な基準と考えられますので、第4条で定める排水管の内径を除き、政令の基準と同様の基準を設けております。

10ページをご覧ください。

第4条におきましては、排水施設の構造の基準について定めておりますが、第1項、第1号で、先ほど申し上げました本組合の設置する排水管の内径に関する基準として、日本下水道協会による下水道施設計画・設計指針及びこれに基づきこれまで設置した排水管の内径との整合をとる必要から、政令に定められた基準を参酌した上で、本組合の特性を考慮した基準を設けております。具体的には、取付管を除く排水管の内径は200ミリメートルを下回らないこと、雨水合流管渠及び都市下水路の排水管の内径は250ミリメートルも下回らないとの規定を設けております。

次に、議案第4号 平成24年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げますので、議案別冊の補正予算書の2ページをご覧ください。

初めに、第1表、歳入歳出予算補正は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ4,011万6,000円を減額し、補正後の予算額を39億2,153万7,000円とするものです。

次に、3ページの第2表、継続費補正でございますが、平成23年度から平成26年度までの継続費の設定をしております君津富津終末処理場水処理施設（5・6池）築造事業につきまして、事業費の確定に伴い、平成24年度の年割額を5億5,300万円から4億9,550万円に変更するとともに、平成25年度から着手する高度処理化対応の機械・電気設備工事において、設計精査の結果、工期を1年延伸する必要が生じたため、継続費設定の最終年度を平成26年度から平成27年度に変更しようとするものでございます。

次に、4ページの第3表、地方債補正でございますが、今回の補正は、事業の執行に伴いまして、公共下水道整備事業の借入限度額を、14億1,870万円から14億2,190万円に変更しようとするものでございます。

次に、歳入歳出についてご説明申し上げます。

歳入からご説明申し上げますので、8ページをご覧ください。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道費国庫補助金1,677万5,000円の減額は、事業費の減額に伴う交付額の決定によるものでございます。

次の、第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金の5,929万2,000円の減額は、財源調整のための

ものでございます。

9ページに移りまして、第6款諸収入、第3項雑入、第1目雑入は、昨年の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う汚染汚泥の追加的処分費及び放射線測定費用についての原子力損害賠償金でございます。

次に、第7款組合債、第1項組合債、第1目下水道債の320万円は、事業の設計変更に伴う増額分でございます。

10ページをご覧ください。

次に、歳出の補正でございますが、第3款土木費、第2項下水道建設費、第1目公共下水道新設改良費、第13節委託料の5,750万円の減額は、君津富津終末処理場水処理施設（5・6池）築造事業の工事委託費に係るもので、委託先の日本下水道事業団で実施しました設計精査及び入札における落札差金が生じたことによるものでございます。

先ほど、第2表継続費の補正の際にご説明いたしました平成24年度の継続費の事業確定に伴う年割額の変更と同額となるものでございます。

次に、第15節工事請負費の1,550万円は、八重原雨水・汚水枝線築造事業の実施に伴う現地精査の結果、工法等に変更が必要となったため及び富津地区において汚水枘設置についての要望が増加したための補正でございます。

次に、第22節補償補填及び賠償金の188万4,000円は、神明雨水枝線築造事業において、現地精査の結果、ガス管の移設が必要となったためでございます。

次に、認定第1号 平成23年度君津富津広域下水道組合会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

平成23年度の決算の概要でございますが、別冊決算書の2ページ・3ページをお開きください。

歳入予算の決算額は第1款分担金及び負担金から第7款組合債までを合計いたしまして、予算現額、34億366万1,000円に対し、歳入総額、すなわち収入済額は38億2,762万3,016円、歳出予算の決算額は、4ページ・5ページをお開きください。

第1款議会費から第5款予備費までを合計して予算現額34億366万1,000円に対して、支出済額31億9,627万9,835円であり、歳入歳出差引残高は6億3,134万3,181円となります。

平成23年度の主な事業に関しましては、決算書裏表紙から3枚目の36ページ・37ページをお開きください。

平成23年度公共下水道投資的事業一覧表を君津地区、富津地区に区分して掲げてございます。また、次のページが折込みで君津地区及び富津地区の事業箇所図となっておりますので、参照願います。

主な事業といたしましては、両市に共通する①と⑰の君津富津終末処理場築造事業、②と⑱の終末処理場管理棟建築・建築設備更新事業（繰越明許費分）、③と⑲の終末処理場長寿命化調査業務委託事業（繰越明許費分）のほか、君津地区では、④法木作・内箕輪、⑤常代、⑥人見、⑫宮下におきまして、汚水、雨水の枝線の築造事業等を、また、⑦中野1丁目（東前）、⑧八重原、⑨台1・2丁目におきまして基本設計や詳細設計を実施いたしました。

⑩君津汚水2号幹線築造事業におきましても詳細設計を、さらに⑬人見第1ポンプ場、⑭人見第2ポンプ場におきましては改築更新事業を実施しております。

また、富津地区では、⑳神明雨水幹線築造事業において舗装本復旧工事及び付帯工事を、㉑浜田中

継ポンプ場築造事業では、基本設計等を実施いたしております。

それでは、決算の内容について、事項別明細書により、歳入から説明いたしますので、ページを戻っていただき、6ページ・7ページをお開きください。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市負担金の収入済額12億円は、組合規約第14条の規定による組合構成市からの負担金でございます。内訳は、君津市が8億円、富津市が4億円でございます。

第2目下水道事業受益者負担金の収入済額642万3,950円のうち現年度分481万200円は、富津市青堀駅東側の第3負担区分でございます。

滞納繰越分161万3,750円は、富津市の第2負担区と第3負担区の滞納繰越分の収納済額でございます。

なお、不納欠損処分でございますが、滞納繰越分について、金銭債権の消滅時効により81万140円を処分いたしました。収入未済額は606万6,210円の内訳といたしまして、現年度分206万1,000円、滞納繰越分400万5,210円となります。

第3目認可区域外流入負担金の収入済額620万9,591円は、木更津市畑沢南地区の事務受託に係る負担金でございます。

次に、第2款使用料及び手数料でございますが、調定額7億5,076万953円に対し、収入済額は7億2,488万6,639円で、240万5,452円の不納欠損処分をしたため、収入未済額は2,346万8,862円となります。

第1項使用料、第1目下水道使用料でございますが、調定額7億4,951万5,077円に対し、収入済額は7億2,364万763円で、徴収率は96.5%となります。

現年度分の収入済額は、7億1,391万9,587円で、対前年度比1.6%、1,123万1,628円の増収となりました。

なお、現年度分の収入未済額は2,694件で、1,205万6,010円でございます。

この件数でございますが、これは未納となっている納期ごとの納付書の合計件数でございます。

君津地区が2,491件で1,115万3,266円、富津地区が203件で90万2,744円でございます。

また、滞納繰越分の収入未済額は2,731件で、1,141万2,852円でございます。内訳は、君津地区が2,482件で1,043万4,646円、富津地区が249件で97万8,206円でございます。

不納欠損額の240万5,452円につきましては、時効により276世帯、702件分を処分したものに係るものでございます。

同項の第3目行政財産使用料でございますが、調停額・収入済額ともに12万4,188円で、富津市の松山雨水幹線用地367平方メートルを隣接する民間会社に貸し付けているものでございます。

次に、第2項手数料、第1目下水道手数料でございますが、調定額・収入済額とも109万円で、備考欄に記載の指定工事店証交付手数料以下の内訳となっております。

8ページ・9ページをご覧ください。

第3款国庫支出金でございますが、調定額5億9,242万円に対し収入済額は5億4,292万円で、収入未済額が4,950万円となっておりますが、これは継続費逐次繰越分で、君津富津終末処理場水処理施設（5・6池）築造事業の一部を24年度へ繰り越したためでございます。

収入済額の内訳は、君津地区5億29万9,000円、富津地区4,262万1,000円で、先ほどご覧いただい



た36ページ・37ページの投資的事業一覧表のうち、国庫支出金の欄に金額の記載のある事業が対象事業となっております。

8ページ・9ページに戻っていただき、次の第4款県支出金は、予算科目を確保するために計上してあるもので、収入はございませんでした。

次に、第5款繰越金でございますが、調定額・収入済額ともに5億7,913万6,287円で、内訳は、君津市5億1,354万5,165円、富津市6,559万1,122円となります。

次に、第6款諸収入でございますが、調定額・収入済額ともに、1,694万6,549円で、内訳は預金利子と雑入です。収入の主なものは、第3項雑入、第1目雑入、第1節雑入の消費税還付金1,669万1,315円であり、これは使用料等で預かった消費税と工事や需要費で支払った消費税などにより算出されます。

10ページ・11ページをご覧ください。

第7款の組合債でございますが、調定額・収入済額ともに7億5,110万円であり、先ほど国庫支出金でご説明申し上げました事業等のため、借り入れたものでございます。

以上、歳入合計は、予算現額34億366万1,000円に対し、調定額39億987万3,680円、収入済額38億2,762万3,016円となり、収入済額の予算現額に対する割合は112.5%であり、調定額に対する割合は97.9%となります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げますので、12ページ・13ページをご覧ください。

第1款議会費の支出済額206万6,680円は、組合議員14名に係る報酬、費用弁償などの議会運営費及び昨年7月に行われた相模川流域下水道右岸処理場への行政視察に要した経費でございます。

次に、第2款総務費でございますが、予算現額1億1,393万円に対し、支出済額は1億1,083万2,936円で、執行率は97.3%でございます。

第1項総務管理費、第1目一般管理費の支出済額1億1,051万3,433円の主な支出内容としましては、管理者ほか特別職の報酬、事務局長と総務課職員合わせて8名の人件費と、次の14ページ・15ページの第13節の電算業務等の委託料、第19節の総合事務組合負担金、各種団体に対する負担金等でございます。

第2項監査委員費、第1目監査委員費の支出済額31万9,503円は、監査委員2名の報酬及び費用弁償等でございます。

次に、16ページ・17ページをご覧ください。

第3款土木費でございますが、予算現額22億6,440万円に対し、支出済額は20億7,792万4,255円で、執行率は91.8%とやや低目となっておりますが、これは翌年度繰越額が継続費通次繰越と繰越明許費あわせて1億2,390万2,500円あることが主な要因となっております。

第1項下水道管理費、第1目公共下水道維持管理費の支出済額1億9,065万8,969円は、公共下水道の維持管理に要した経費でございます。管理課職員9名の人件費のほか、主な支出としましては第11節需用費の管渠、ポンプ場等の修繕料3,232万8,560円、第13節委託料の備考欄記載の君津市、富津市の水道部に委託しております下水道使用料賦課徴収業務委託料5,025万8,272円、人見第1、第2ポンプ場維持管理業務委託料1,796万1,384円などでございます。

次の18・19ページをご覧ください。

第19節負担金補助及び交付金の主なものは、水洗便所改造事業補助金で188件分、452万円ござい

ます。

第2目都市下水道維持管理費の支出済額、518万660円の主なものは、第13節委託料の平野都市下水道台帳作成業務委託料325万5,000円及び清掃業務委託料190万4,700円でございます。

第3目処理場維持管理費の支出済額、4億6,723万4,817円は、終末処理場の維持管理に要した経費で、処理場職員2名の人件費のほか主な支出といたしましては、第11節需用費の備考欄に記載の機械・設備等に係る修繕料7,214万4,660円、光熱水費5,980万9,055円でございます。

続きまして、20ページ・21ページをご覧ください。

第13節委託料の支出済額3億1,163万8,675円の内訳は、備考欄に記載の終末処理場維持管理業務委託料1億6,590万円、脱水ケーキ等処分業務委託料1億610万1,721円、処理水の放流に伴う周辺海域の環境監視調査及び生物実験調査業務委託料1,022万7,000円などでございます。

第2項下水道建設費、第1目公共下水道新設改良費の支出済額14億1,484万9,809円は、公共下水道の投資的事業に係る経費でございます。主な支出といたしましては、建設課10名の人件費のほか、次の22ページ・23ページの第13節委託料の11億1,938万円で、内訳は備考欄に記載の終末処理場水処理施設（5・6池）建設工事委託料1億9,000万円、22年度から24年度までの継続事業である人見第1ポンプ場改築更新工事委託料が通次繰越分を合わせ3億7,200万円、同じく継続事業である人見第2ポンプ場改築更新工事委託料が通次繰越分を合わせ3億6,577万6,000円、繰越明許費分ではありませんが、終末処理場管理棟建築・建築設備更新工事委託料2,000万円など、君津地区では管渠関係で、君津污水2号幹線詳細設計業務委託料7,520万円、台1丁目・2丁目合流管築造設計業務委託料など、また、富津地区では神明雨水幹線築造工事委託料2,175万円、浜田中継ポンプ場基本設計業務委託料1,571万円などでございます。

なお、翌年度繰越額の継続費通次繰越9,000万円は君津富津終末処理場水処理施設（5・6池）築造事業でございます。

日本下水道事業団と総額23億7,400万円で業務委託し、23年度の年割額を2億8,000万円としたところでございますが、残土処分地の変更が生じ、その変更地の選定に不測の日数を要し、当初の計画通りの出来高達成が困難となり、このうち9,000万円を繰り越したものでございます。

第15節工事請負費の支出済額1億9,165万2,200円は、備考欄に記載の常代污水枝線築造工事以下5件に係る工事請負費でございます。

また、繰越明許費3,390万2,500円は、常代污水枝線築造事業（常代舗装本復旧（その3）工事）及び人見雨水・污水枝線築造事業でございます。

常代污水枝線築造事業（常代舗装本復旧（その3）工事）につきましては、道路の地盤状況により、舗装本復旧までに一定期間の日数が必要となったことにより、平成23年度中に事業を完成させることが困難となったため、1,685万2,500円を24年度に繰り越したものであります。

人見雨水・污水枝線築造事業につきましては、計画路線内における他事業（市営水道）との協議に不測の日数を要したことにより、平成23年度中に事業を完成することが困難となったため、1,705万円を24年度に繰り越したものであります。

よって、繰越明許費につきましては、合わせて3,390万2,500円でございます。

第19節負担金補助及び交付金の支出済額1,571万7,826円のうち、備考欄にあります千葉県委託工事負担金1,567万336円については、法木作・内箕輪污水枝線築造事業に係る舗装本復旧工事を千葉県に

委託した負担金であります。

第22節補償補填及び賠償金の支出済額670万6,938円は、工事に関連した配水管の移設の補償費であります。

24ページ・25ページをご覧ください。

第4款公債費、第1項公債費、第1目元金の支出済額7億231万9,693円は長期債の償還元金で、第2目利子の支出済額3億313万6,271円は、長期債の償還利子でございます。

なお、平成23年度末の組合債の残高は、君津市分が59億7,600万5,342円、富津市分が29億6,551万8,736円、全体で89億4,152万4,078円となり、前年度と比較しますと、4,878万307円の減となっております。

次の第5款予備費につきましては、充当はございませんでした。

以上、歳出合計は予算現額34億366万1,000円に対し、支出済額は31億9,627万9,835円で、執行率は93.9%でございました。

次に、27ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

3の歳入歳出差引額6億3,134万3,181円から、4の翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額を、常代汚水枝線築造事業（常代舗装本復旧（その3）工事）と、人見雨水・汚水枝線築造事業に係る一般財源であります。差し引いた後の実質収支額は6億2,854万681円となります。

次に、28ページ・29ページの財産に関する調書でございますが、23年度中の財産の異動といたしまして、土地について富津市青木区画整理事業の終了に伴う換地処分により汐入雨水幹線用地ほかで443.38平方メートル減少しました。このため、決算年度末現在高は土地8万7,283.74平方メートル、建物1万718.49平方メートル、地上権4.07平方メートル、車両7台となっております。

以降30ページから35ページにかけては、歳入歳出決算の地区別内訳表となっておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

次に、報告第1号 平成23年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率についてご説明申し上げますので、議案つづりの13ページと、参考資料の6ページをご覧ください。

この資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、公営企業の経営の健全性を判断するために設けられた指標でございまして、その団体の資金の不足額を事業の規模で除したもので、経営健全化の基準は20%とされております。そして、この基準値以上となった場合は、経営の健全化に向けた計画の策定が義務づけられることとなります。

資金不足比率については、健全化法第22条第1項により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し公表することとされておりますので、決算に基づき報告するものでございます。

参考資料6ページの資金不足比率算定表をご覧いただきたいと存じます。（4）の資金不足額・剰余額は、（1）の歳出額から（3）の翌年度に繰り越すべく財源を除く歳入額を差し引くためマイナス表示となりますが、認定に付しております23年度決算の実質収支額と同額の6億2,854万1,000円となり、したがって当組合の場合は剰余額となるため（5）の資金不足額はなく、最下段に記載の資金不足比率は算定されません。

以上で議案第2号から第4号、認定第1号及び報告第1号についての補足説明を終わりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（平野明彦君） 補足説明が終わりましたので、これより、質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての専決処分の承認を求めることについて、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。  
討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。  
議案第1号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。  
討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。  
議案第2号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。  
討論ございますか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。  
議案第3号 公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成24年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第1号）について質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。  
討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。  
議案第4号 平成24年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第1号）について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 平成23年度君津富津広域下水道組合会計歳入歳出決算の認定について、監査委員より審査結果についての報告をお願いいたします。

監査委員福原敏夫君。

（監査委員福原敏夫君登壇）

○監査委員（福原敏夫君） ただいま認定に付されました平成23年度君津富津広域下水道組合会計歳入歳出決算の審査の結果を報告いたします。

平成23年度君津富津広域下水道組合会計歳入歳出決算について、去る8月22日に審査を行いました。その結果につきましてはお手元に配付してあります決算審査意見書のとおりであり、決算書及びその法令で定められた書類は関係法令に準拠して作成され、決算に関する計数は関係諸帳簿及び証拠書類に符合しており、計数も正確であると認められました。

また、予算の執行についても、おおむね所期の目的に従い効率的に執行されているものと認められました。

以上、決算審査の報告といたします。

○議長（平野明彦君） 監査委員の審査結果の報告が終わりましたので、これより質疑、討論、採決を行います。

まず、ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。  
討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、直ちに採決いたします。  
認定第1号 平成23年度君津富津広域下水道組合会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきことに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、報告第1号 平成23年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率について、監査委員より審査結果についての報告をお願いいたします。

監査委員福原敏夫君。

（監査委員福原敏夫君登壇）

○監査委員（福原敏夫君） それでは、平成23年度決算に基づく、君津富津広域下水道組合資金不足比率の審査の結果を報告いたします。

平成23年度決算に基づく、君津富津広域下水道組合資金不足比率について、去る8月22日に歳入歳出決算にあわせて審査を行いました。その結果につきましては、お手元に配付してあります経営健全化審査意見書のとおりであり、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

平成23年度の資金不足比率は、資金不足が発生していないため算定されず、特に是正改善を要する事項はありません。

以上、資金不足比率審査の結果報告といたします。

○議長（平野明彦君） 監査委員の審査結果の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

○

○議長（平野明彦君） 閉会に当たり、管理者から発言を求められておりますので、これを許可します。

管理者鈴木洋邦君。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

○管理者（鈴木洋邦君） 定例会閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり承認、可決、認定をいただき、まことにありがとうございました。

本年度の事業も、予定どおり進捗しているところでございますが、今後とも、議員皆様のご指導とお力添えをお願い申し上げます。

これから寒さが一段と厳しくなりますが、皆様におかれましては健康に十分ご留意され、ご家族とともに輝かしい新年を迎えられるようご祈念申し上げます。閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○議長（平野明彦君） これをもちまして、平成24年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

平成24年12月26日午後3時57分

閉会